

○ 鈴鹿工業高等専門学校半導体人材育成プログラム規則

〔 令和7年3月6日
規則第124号 〕

最終改正令和8年3月23日

鈴鹿工業高等専門学校半導体人材育成プログラム規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）における半導体人材育成プログラム（以下「本プログラム」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修対象者)

第2条 本プログラムは、本校の本科に在籍する学生（以下「学生」という。）を対象とする。

(学習・教育目標)

第3条 学生の半導体への関心を高め、かつ、半導体の基礎・応用・周辺技術を適切に理解し、それを活用する基礎的な能力を育成することを目的として、半導体に関する基礎的な能力の向上を図る機会の拡大に資することを目標とする。

(履修科目等)

第4条 本プログラムの名称と対象科目は、学科ごとに別表に定めるとおりとする。

(修了要件)

第5条 校長は、前条に規定する対象科目をすべて修得した者について、本プログラムの修了を認定する。

2 前項の修了の認定は、教務主事の報告に基づき校長が行う。

3 教務主事は、校長への報告に当たり、教務委員会の議を経て本プログラムに関する対象科目の成績の状況の評価を行うものとする。

(雑則)

第6条 この規則に定めるもののほか、本プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和3年度に第1学年に入学した者から適用し、令和2年度以前に入学した者については、適用しない。

3 半導体エンジニアプログラム（電気電子工学科）において、令和4年度以前の入学者については、第4学年で履修した電子物性基礎の単位修得で電子物性基礎Ⅰおよび電子物性基礎Ⅱを修得したものとみなす。

附 則

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

2 改正後の規則は、令和6年度入学生用の教育課程表から適用し、令和5年度入学生用の教育課程表以前については、なお従前による。

別表

半導体人材育成プログラムに関する対象科目

名 称	対 象 科 目
半導体エンジニアプログラム (電気電子工学科)	半導体工学概論、電子物性基礎Ⅰ、電子物性基礎Ⅱ、 電気電子材料、半導体工学、電気電子応用
半導体産業基礎プログラム (機械工学科)	半導体工学概論、材料学、生産システム、 電気・電子回路、制御工学、計測工学
半導体産業基礎プログラム (電子情報工学科)	半導体工学概論、デジタル回路、電子工学Ⅰ、 電子材料工学、集積回路工学、電子工学Ⅱ
半導体産業基礎プログラム (生物応用化学科)	半導体工学概論、無機化学Ⅰ、有機化学〔第3学年〕、 化学工学Ⅰ、高分子化学Ⅰ、界面化学
半導体産業基礎プログラム (材料工学科)	半導体工学概論、材料組織学、無機材料、有機材料、 無機機能材料、量子力学、機能材料